（公表事項に加える事由が生じた事実の確認）

第十一条　令第四十一条第三項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。

一　法人等のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人　法第四十条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料

二　法人等のうち、前号に掲げる者以外の者　その者から提出を受けた国税通則法第百二十四条第一項に規定する税務書類又は法第四十条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料

三　［略］

（公表の同意）

第十二条　法第三十八条第四項ただし書の規定による同意は、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあっては、国内における代表者又は管理人）から当該同意をする旨を記載した書面により得るものとする。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあっては、国内における代表者又は管理人）が記名押印するものとする。

一　法第三十八条第四項ただし書の規定による同意をする旨

［二～四　略］

（公表の同意の撤回）

第十三条　法第三十八条第四項ただし書の規定による同意をした人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあっては、国内における代表者又は管理人）が当該同意を撤回するときは、その旨を記載した書面を国税庁長官に提出するものとする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（公表事項に加える事由が生じた事実の確認）

第十一条　令第四十一条第三項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。

一　法人等のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人　法第四十四条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料

二　法人等のうち、前号に掲げる者以外の者　その者から提出を受けた国税通則法第百二十四条第一項に規定する税務書類又は法第四十四条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料

三　［同上］

（公表の同意）

第十二条　法第四十二条第四項ただし書の規定による同意は、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあっては、国内における代表者又は管理人）から当該同意をする旨を記載した書面により得るものとする。

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあっては、国内における代表者又は管理人）が記名押印するものとする。

一　法第四十二条第四項ただし書の規定による同意をする旨

［二～四　同上］

（公表の同意の撤回）

第十三条　法第四十二条第四項ただし書の規定による同意をした人格のない社団等の代表者又は管理人（国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあっては、国内における代表者又は管理人）が当該同意を撤回するときは、その旨を記載した書面を国税庁長官に提出するものとする。

2　［同上］

附　則

この省令は、平成二十九年五月三十日から施行する。

○財務省令第四十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）を実施するため、法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令

法人番号の指定等に関する省令（平成二十六年財務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法人番号の指定を受けるための届出事項） **第五条**　法第三十九条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 ［一～三　略］ （変更があった事実の確認） **第九条**　令第四十一条第二項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。 一　法第三十九条第一項に規定する法人等（以下「法人等」という。）のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人　法第四十一条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料 二　法人等のうち、前号に掲げる者以外の者　その者から提出を受けた国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第一項に規定する税務書類又は法第四十一条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料 三　［略］	（法人番号の指定を受けるための届出事項） **第五条**　法第三十八条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 ［一～三　同上］ （変更があった事実の確認） **第九条**　令第四十一条第二項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。 一　法第三十八条第一項に規定する法人等（以下「法人等」という。）のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人　法第四十条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料 二　法人等のうち、前号に掲げる者以外の者　その者から提出を受けた国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十四条第一項に規定する税務書類又は法第四十条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料 三　［同上］